

答申第 696 号

平成 30 年 11 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 金 子 正 史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 5 月 10 日付けで諮問された特定通知書に係る決裁文書公開拒否（存
否応答拒否）の件（諮問第 816 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定通知書に係る決裁文書について、その存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒否したことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成30年3月15日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定通知書に係る決裁文書について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成30年3月29日付けで、本件請求の内容である審査請求人が行った行政文書の公開請求に対する諾否決定通知書に係る決裁文書（以下「本件対象文書」という。）については、その存否を答えるだけで条例第5条第1号本文に該当する非公開情報を公開することになるとして、条例第8条及び条例第5条第1号本文を理由に、その存否を明らかにすることができないとして公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年4月3日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公開請求者の氏名を非公開とすることで、特定の個人の識別ができなくなるにもかかわらず、実施機関は、存否を明らかにすることはできないとして本件請求を拒否しており、これは、公文書の決裁過程のすべてを秘匿するものであって、個人情報保護に名を借りた公文書隠蔽にほかならない。実施機関の説明は、本件請求を拒む理由にはならない。
- (2) 本件対象文書は、審査請求人が行った行政文書の公開請求の諾否決定に係る通知書に係る決裁文書であるにもかかわらず、特定の個人が識別される情報に該当するとの理由により、本件請求を拒むことは不当である。

4 実施機関（総務局組織人材部人事課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求の内容は、審査請求人が行った行政文書の公開請求に係る決裁文書であり、本件請求の内容に対し公開又は非公開の諾否決定を行い本件対象文書の存否を明らかにすることは、それ自体で審査請求人が行政文書の公開請求を行った又は行っていないという特定の個人が識別される情報を明らかにすることにほかならず、かかる情報は条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、本件請求については、本件請求に係る文書の存否を答えるだけで、同号に規定される非公開情報を公開することになるため、条例第8条に基づき、本件処分を行ったものである。

なお、この点につき、審査請求人は、公開請求者の氏名を非公開とすることで特定の個人が識別できなくなる旨主張するが、本件請求に対し、公開請求者の氏名・住所等を除いて部分公開を行ったとしても、特定の個人が情報公開請求を行ったという非公開情報を公開することになるため、かかる主張は妥当でなく、その余の主張についても、本件処分の適法性を覆すに足りるものはない。

5 審査会の判断理由

(1) 条例第8条該当性について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

そこで、本件処分において、その存否を明らかにすることができないとされた本件対象文書の同条該当性について、以下、検討する。

本件対象文書は、審査請求人が行った行政文書の公開請求に対する諾否決定通知書に係る決裁文書であることから、本件対象文書の存否を答えるだけで、審査請求人が行政文書の公開請求を行ったという、条例第5条第1号本文に規

定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報」を公開することになることは明らかである。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでに該当しないことは明らかである。

よって、本件対象文書は、その存否を明らかにすることだけで、条例第5条第1号本文に規定する非公開情報を公開することになると認められるため、実施機関が、条例第8条の規定により、その存否を明らかにすることなく本件請求を拒否したことは、妥当であると判断する。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求人自身による行政文書の公開請求に係る文書にもかかわらず、特定の個人が識別される情報との理由により、実施機関が公開拒否をしていることは不当である旨主張するが、条例第4条は「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。」と規定しており、何人にも請求の目的いかんを問わず公開請求を認めるものであることから、諾否決定の判断に当たっては、特定の情報を了知している者からの公開請求である場合を含め、公開請求者が誰であるかは考慮されないものであるため、この点に関する審査請求人の主張を採用することはできない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 4 月 27 日	○ 諮問
8 月 22 日 (第 187 回部会)	○ 審議
9 月 26 日 (第 188 回部会)	○ 審議
10 月 30 日 (第 189 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明治大学教授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成30年11月15日現在) (五十音順)